

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	2
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	3
○ 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	7
◇ 公 告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（5件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】	8
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ポートレース事業課】	18

北九州市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 4 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

乙丸自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	久野康彦	北九州市若松区大字乙丸 1 8 6 番地 1
変更後	白石静夫	北九州市若松区大字乙丸 1 6 3 5 番地 2

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 1 日

北九州市告示第202号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年3月10日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	2台	令和4年3月11日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 4 年 3 月 2 9 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 4 年 3 月 9 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 台	令和 4 年 3 月 2 8 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 4 年 3 月 9 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 1 5 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 4 年 3 月 2 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	8 台	令和 4 年 3 月 7 日	下城野自転車保管所
	3 台	令和 4 年 3 月 8 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 1 1 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 1 7 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 1 8 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 2 2 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 2 4 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 2 9 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 3 月 2 5 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 3 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番

	1 台	令和 4 年 3 月 7 日	下城野自転車保管所
	2 台	令和 4 年 3 月 9 日	
	3 台	令和 4 年 3 月 10 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 14 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 18 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 23 日	
	3 台	令和 4 年 3 月 24 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 25 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 30 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 3 月 14 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	2 台	令和 4 年 3 月 22 日	
	1 台	令和 4 年 3 月 24 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 3 月 8 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 4 年 3 月 22 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 4 年 3 月 16 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 3 月 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6

	3 台	令和 4 年 3 月 1 1 日	藤田自転車保管所
	1 台	令和 4 年 3 月 2 4 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 4 年 3 月 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 3 月 8 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 4 年 3 月 1 5 日	
	2 台	令和 4 年 3 月 2 4 日	

北九州市告示第 203 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 2 2 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス小倉北店
北九州市小倉北区西港町 9 番地 1 6
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - イ 変更後
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目5番7号
代表取締役社長 平野能章

4 変更の年月日

平成29年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年4月1日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年8月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年8月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 2 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

V I G O R タウン

北九州市小倉南区徳吉西一丁目 5 2 8 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社谷弥

福岡県直方市神正町 3 番 3 2 号

代表取締役 谷 弥壽彦

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社プレナス

福岡市博多区上牟田一丁目 1 9 番 2 1 号

代表取締役社長 塩井辰男

他 4 者

(2) 変更後

株式会社ジオホールディングス

名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

代表取締役 遠藤結蔵

他 4 者

4 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 4 年 4 月 1 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 8 月 1 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 8 月 1 5 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 2 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス八幡東店

北九州市八幡東区東田一丁目 4 番地 1 0 2

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ミスターマックス・ホールディングス

福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号

代表取締役社長 平野能章

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ミスターマックス

福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号

代表取締役社長 平野能章

イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス

福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号

代表取締役社長 平野能章

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ミスターマックス

福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号

代表取締役社長 平野能章

イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目5番7号
代表取締役社長 平野能章

4 変更の年月日

平成29年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年4月1日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年8月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年8月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 2 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイパーモールメルクス本城
北九州市八幡西区本城五丁目 2 3 0 4 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - イ 変更後
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
 - 他 4 者

イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目5番7号
代表取締役社長 平野能章
他5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 平成29年9月1日

(2) 前項第2号 令和4年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年4月1日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年8月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年8月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 2 2 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 4 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス八幡西ショッピングセンター
北九州市八幡西区真名子二丁目 3 4 1 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章

イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章

他 5 者

イ 変更後

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
福岡市東区松田一丁目5番7号
代表取締役社長 平野能章
他4者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 平成29年9月1日

(2) 前項第2号 令和4年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年4月1日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年8月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年8月15日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公営競技局公告第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月14日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社北九州パワー
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 契約金額
7,570万3,219円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和4年1月7日
- 8 落札方式
最低価格による。